

常滑武豊衛生組合職員の分限に関する手続 及び効果に関する条例の実施に関する規則

平成18年 4月 4日
規 則 第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、常滑武豊衛生組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和37年条例第9号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、条例の実施について必要な事項を定めるものとする。

(休職の期間の更新)

第2条 条例第3条第1項の規定により定めた休職の期間が3年を超えない場合においては、休職処分に付した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新する。

(休職の期間の通算)

第3条 休職処分に付された職員が、条例第3条第2項の規定により復職し、再び同一の傷病により休職処分に付された場合には、当該職員の休職の期間は、復職前の休職の期間に引き続いたものとみなす。ただし、復職後6か月を経過したときは、この限りではない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、この規則の適用の日（以下「適用日」という。）以後に付した休職処分について適用し、適用日前に付した休職処分については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、適用日前に休職処分に付された職員が適用日以後引き続き休職した場合における適用日以後の休職の期間については、復職前の休職の期間とみなし、第3条の規定を適用する。